

## 定款改正案

加筆 \_\_\_\_\_ 修正 ; \_\_\_\_\_ 削除 ; \_\_\_\_\_

現定款	3月27日施行の定款（承認済み）	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第8章 役員 （役員の設置）</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 <b>20名以上30名以内</b></p> <p>（2）監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<b>5名以内</b>を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする<b>ことができる</b>。</p> <p>3. 前項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 役員 （役員の設置）</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 <b>23名</b></p> <p>（2）監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<b>3名</b>を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 前項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 役員 （役員の設置）</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 <b>23名以上30名以内</b></p> <p>（2）監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き<b>4名以内</b>を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. 前項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</p> <p>4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</p> <p>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</p>	<p>理事数の変更</p> <p>副会長数の変更</p>